

国際刑事立法対策

2009.11.1

No.11

ニュース

編集責任: 国際刑事立法対策委員会

共謀罪問題に法的決着を

国際刑事立法対策委員会副委員長 海渡 雄一(第二東京弁護士会)

1 六年にわたって共謀罪新設を阻止

本年八月三〇日の衆議院総選挙の結果、民主党を中心とする連立政権が九月一八日に発足した。新政権のもとで、取調べの可視化などの刑事司法に関する新たな進展が期待されるが、他方で新たな政権構成のもとで旧政権の残した立法課題について決着をつけておく対策も必要であることを忘れてはならない。

そのような課題の中で最も重要な課題の一つが「共謀罪」である。

共謀罪とは、犯罪の着手がなくとも、二人以上の個人の犯罪遂行の合意があれば、処罰が可能であることを本質とする制度であり、思想処罰と紙一重の制度である。

共謀罪の新設が二〇〇一年一月に国連で採択された国際組織犯罪防止条約(正式名称「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約」)の国内法化として、二〇〇三年から先の衆議院解散まで国会に一貫して上程されてきた。日弁連はその制定に強く反対し、以来六年にわたってその新設を阻止してきた。

2 共謀罪を導入しないで条約批准できることを示した二〇〇六年日弁連意見

日弁連は二〇〇六年九月一四日に「共謀罪を導入することなく国連組織犯罪防止条約の批准手続を進めることを求める意見書」を採択した。この意見書は「共謀罪」新設法案は、我が国の刑事法体系の基本原則に矛盾し、基本的な人権の保障と深刻な対立を引き起こすおそれが高く、また、導入の根拠とされている国連越境組織犯罪防止条約の批准にも、この導入は不可欠とは言えないとするものであった。

この意見書は、このように考える根拠として「国連の立法ガイドによっても、我が国の刑事法体系において、合意により成立する重大な犯罪を未遂以前から処罰する規定を有していれば新たな立法はしないという選択肢も許容している」とみることができ、日本政府は、従来は自ら「共謀罪は、日本の国内法原則と両立しない」と主張していたのであるから、その「国内法原則」と矛盾する共謀罪立法を放棄するべきであろう。「我が国においては、組織犯罪集団の関与する犯罪行為については、合意により成立する犯罪を未遂前の段階で取り締まることができ、処罰規定が規定され整備されているのであり、新たな立法を要することなく、組織犯罪の抑止が十分可能な法制度は既に確立されている。したがって、政府が提案している法案や与党の修正草案で提案されている共謀罪の新設はすべきではない。それでも犯罪防止条約を批准することは可能である」と説明してきた。

3 日弁連意見と一致する民主党政策集 INDEX二〇〇九

これに対して、『民主党政策集 INDEX二〇〇九』の一頁において、「共謀罪を導入することなく国連組織犯罪防止条約の批准手続を進めます。」として、「政府は、国連組織犯罪防止条約を批准するための国内法整備として、共謀罪を新設する法案を繰り返し国会に提出してきましたが、民主党は、共謀罪に反対する国民の広範な世論と連携して法案の成立を阻んできました。共謀罪は、団体の活動として犯罪の遂行を共謀した者を処罰するものですが、犯罪の実行の着手、準備行為がなくなるとも相談をしただけで犯罪となるこ

と、およそ国際性とは無縁な犯罪や重大犯罪とまではいえないようなものを含め六一九もの犯罪が対象となることなど、わが国の刑法体系を根底から覆しかねないものです。条約は『自国の国内法の基本原則に従って必要な措置をとる』ことを求めているにすぎず、また、条約が定める重大犯罪のほとんどについて、わが国では現行法ですら予備罪、準備罪、幫助犯、共謀共同正犯などの形で共謀を犯罪とする措置がとられています。したがって、共謀罪を導入しなくても国連組織犯罪防止条約を批准することは可能です」としている。

この民主党の公約は明らかに日弁連意見に基づいたものであり、日弁連の政策提言が新政権与党の選挙公約に取り入れられたのである。この内容に基づいて長く論争の対象となってきた問題に「共謀罪を導入しない」という明確な法的決着をつけるチャンスがめぐってきている。

共謀罪に関する日弁連意見書及び会長声明等

2003年 1月20日	国連「越境組織犯罪防止条約」締結にともなう国内法整備に関する意見書
2005年11月 1日	共謀罪が継続審議とされたことについての会長談話
2006年 4月21日	共謀罪と与党修正案についての会長声明
2006年 5月 8日	「共謀罪」に関する法務省ホームページの記載について
2006年 5月15日	「共謀罪」に関する与党再修正案に対するコメント
2006年 9月14日	共謀罪新設に関する意見書

迷走するイギリスの依頼者密告制度

国際室室長 片山 達 (第二東京弁護士会)

1 イギリスだけ突出する密告件数

ヨーロッパでは、EU指令に基づいて、弁護士による疑わしい取引の密告制度が実施されている(詳細は、国際刑事立法対策二〇〇八 No.8二〇〇八年二月発行参照)。ヨーロッパ諸国の中で、イギリスだけが突出して密告件数が多い。イタリアの弁護士が年間九件を密告したのに対して、人口規模がほぼ同じイギリスのソリシターは年間一万件近い密告をしている。本年一〇月五日、マドリッドで開催されたIBA(国際法書協会の年次総会)において、マネー・ロンダリング規制の動きを紹介するセッションがあった。イギリスソリシター協会(ロンドンサイエティ)の事務総長、FATF(金融活動作業部会)の担当者らが出席したが、イギリスだけ突出しているのは何故か、誰も答えることができなかった。イギリスでイタリアの千倍以上の違法取引が行われていると考える人はいないだろう。依頼者がマネー・ロンダリングをしている疑いを抱いた時、その行為をやめよう説得してそれでもやめなければ辞任すべきか、それとも依頼者に黙って警察に密告すべきか。弁護士倫理の基本問題である。弁護士は前者を選択する(依頼者の身元確認及び記録保存等に関する規程五章)。ところが、イギリスのソリシター協会は、後者がソリシターの選択であるという。ソリシターは、治安維持の一翼を担うと

位置づけられている。このような倫理感の違いが密告件数の突出に現れているのではないだろうか。

2 コモン・ローに属するカナダや米国の違いが明確に
カナダでは密告義務を違憲とする判決が確定し、弁護士は密告をしていない(詳細は、国際刑事立法対策二〇〇九 No.10二〇〇九年三月発行参照)。米国においても、ABA(米国法曹協会)が密告に強力に反対したため、密告は行われていない。カナダ、米国および日本は、いずれもFATFの相互審査を受け、弁護士に対する規制はNon Compliant(不履行)の評価を下されたが、だからといって政府が制度を導入しようという動きはない。カナダや米国の弁護士はイギリスと同じ「コモン・ロー」に属し、国際取引に関する業務では競合関係にある。イギリスの法律事務所が、コンプライアンス経営のため、多大な費用を支出しているのに対して、大西洋を挟んだ対岸では費用を負担しないのは不公平で、公正な競争を阻害する、との不満が出ている。

IBAのセッションにおいて、イギリスのソリシターから、FATF担当者に対して、不平等を解消してもらいたいとの要望がなされた。FATFの勧告は、法的拘束力がないので、カナダや米国の弁護士に密告を強制することはできない。それでは、イギリスのソリシターも密告をしなくて済むように、勧告を撤回してもらえないのだろうか。FATFは、先



IBA理事会の様子

進諸国の治安当局が集まって組織した任意団体である。メンバーの要望があれば勧告を変更できるが、イギリスの治安当局は、弁護士に対する勧告を変更したいとは要望していない。FATFが近い将来、勧告を変更する可能性は低いだろうという。
そもそも、イギリスと、カナダ・米国とで不均衡が生じたのは、弁護士会が反対運動をしたかどうかの違いに起因する。さらに遡ると、職業専門家としての倫理観が根本的に違っていることに由来する。職業倫理を異にする二つの集団に同じルールを適用すべきという主張には無理はないだろうか。
3 海外で法律業務を行うソリシターは矛盾に直面する
日本の弁護士は、イギリスにおいて、外国弁護士としてイギリス法に基づく登録をすることなく、自由に日本法に関する業務を行うことができる。しかし、イギリスにおける依頼者密告制度は、イギリスで登録されていない外国弁護士にも適用される。イギリスで業務を行う可能性のある会員は、密告制度の存在について注意されたい。
イギリスのソリシター協会の会員は、日本で外国法事務弁護士として登録しても、ソリシター協会の倫理規範の適用を受ける。他方、外国法事務弁護士には、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特例法(いわゆる「外弁法」)や弁護士職務基本規定の秘密保持義務が適用されるので、本国のルールにしたがって依頼者を密告すると、法律または会規に違反する可能性がある。IBA大会の会期中、宮崎会長とソリシター協会のヘズレット会長とが意見交換する機会があった。宮崎会長は、ヘズレット会長に対して、イギリスのソリシターの日本進出は歓迎するが、当連合会の規則に違反することを義務付けられる者が外国特別会員として当連合会に登録することによってどのような問題があるか、慎重に検討すべきだとの考えを示した。

雇員の雇止めに関する国際人権規約と非雇士の救済
「雇止め」に関する国際人権規約の適用
■ 雇止めに関する国際人権規約の適用

せめぎ合う国際的プロテクトと

国際人権規約

国際人権(自由権)規約委員会による判断(ペルギー事例) 個人通報№1472/2006

国際人権規約立法対策委員会幹事

宮家 俊治(第二東京弁護士会)

「依頼者の身元確認及び記録保存等」への